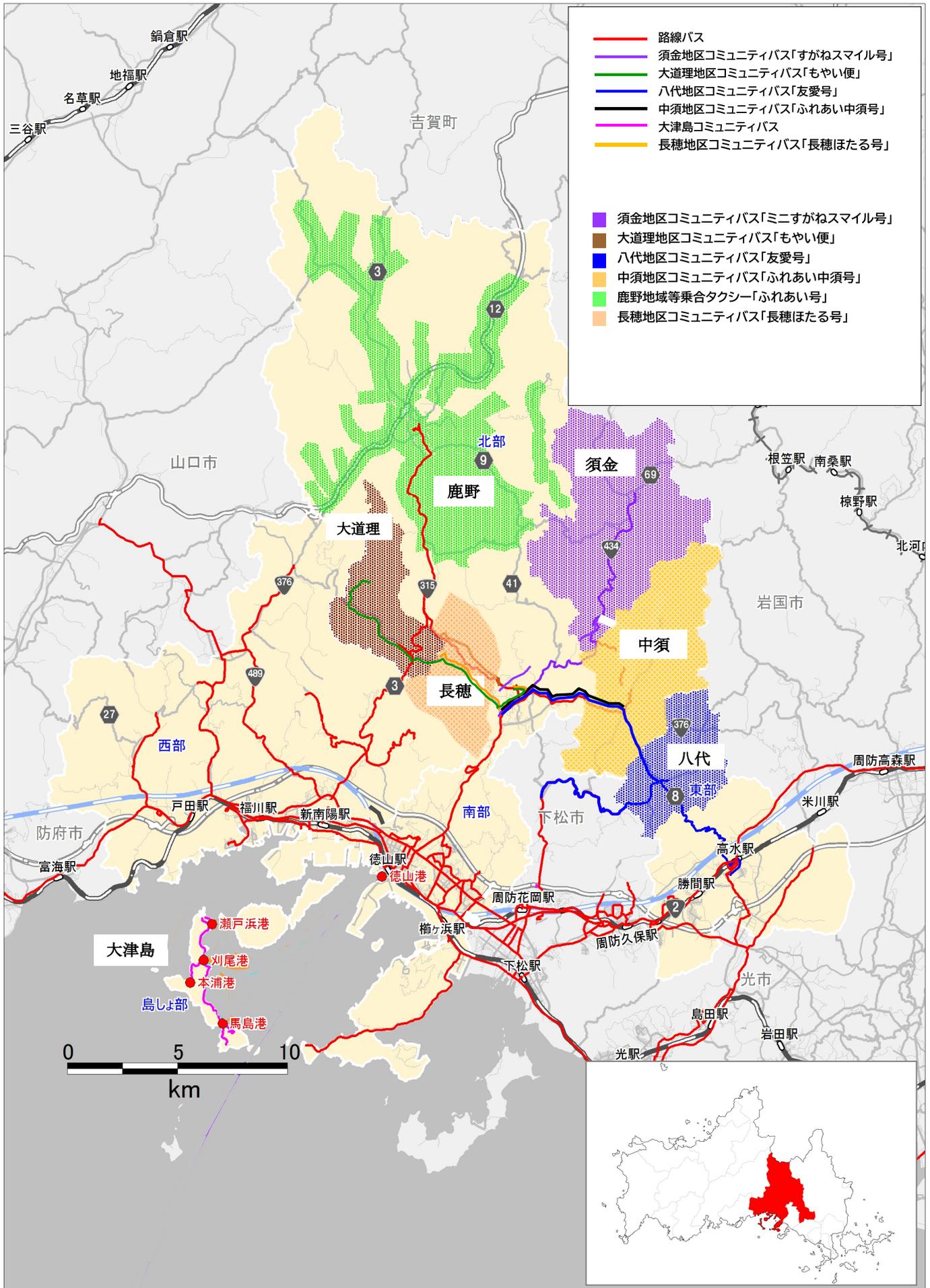


周南市のコミュニティ交通



【各地区運行概要】

鹿野地域等「ふれあい号」

運行開始：平成 19 年 10 月から

【運行概要】

- ・運行エリア：鹿野地区、大向地区の一部
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：300 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：月～土曜日（祝日、12/31～1/3 は運休）
- ・運行時刻：7 時から 18 時
- ・予約：要

大津島地区「そよかぜ号」、「きずな号」

運行開始（見直し）：平成 25 年 10 月から

【運行概要】

- ・運行エリア：大津島島内
- ・利用できる方：大津島地区住民及びその親族、地区関係者
- ・利用料金(1乗車)：無料
- ・運行日：毎日
- ・運行時刻：8 時 12 分から 17 時 4 分
- ・予約：不要

大道理地区「もやい便」

運行開始：平成 27 年 10 月から

【運行概要】

- ・運行エリア：大道理地区内、大道理地区～須々万地区
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 200 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：月・水・金曜日（祝日、8/13～8/16、12/30～1/5 は運休）
- ・運行時刻：8 時から 17 時
- ・予約：要

【運行概要(通常便)】

運行エリア	八代地区～高水地区	八代地区～須々万地区	八代地区 ～下松市米川公民館
利用できる方	どなたでも		
利用料金(1乗車) ^{※1}	300 円 ※八代地区内、高水地区内 100 円	300 円 ※八代地区内～西河内、 安国寺～ゆめプラザ熊本 100 円	100 円
割引制度 ^{※2}	あり		
運行日	月～土曜日 (水曜のみ 5 便 (15:50 発便) なし)	火・金曜日	月・水・木・土曜日
運休日	祝日、12/29～1/3		
運行時刻	6 時 20 分～18 時 35 分		
予約	要 (地区内)		要

【運行概要(水曜便)】

- ・運行エリア：八代地区内(自宅付近⇔熊北診療所・鶴いこいの里)
- ・利用できる方：八代地区住民
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：100 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：毎週水曜日(祝日、12/29～1/3 は運休)
- ・運行時刻：12 時 30 分～15 時 30 分
- ・予約：要

【運行概要(すがねスマイル号)】

- ・運行エリア：須金地区～須々万地区
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 300 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：月～金曜日(祝日、8/13～8/15、1/1～1/3 は運休)
- ・運行時刻：6 時 40 分～19 時 53 分
- ・予約：不要

【運行概要(ミニすがねスマイル号)】

- ・運行エリア：須金地区内(月・水・金)、須金地区～須々万地区(土・日・祝)
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 300 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：月・水・金・土・日曜日、祝日(8/13～8/15、1/1～1/3 は運休)
- ・運行時刻：[月・水・金]7 時 50 分～17 時 00 分
[土・日・祝]8 時 25 分～17 時 30 分
- ・予約：要

【運行概要】

- ・運行エリア：中須地区内、中須地区～須々万地区
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 200 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：毎日運行
- ・運行時刻：[月～金]6時55分～19時52分
[土日祝]6時55分～17時25分
- ・予約：要（地区内）

【運行概要】

- ・運行エリア：長穂地区内、長穂地区～須々万地区
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 200 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：火・水・金曜日（祝日、8/13～8/16、12/30～1/5は運休）
- ・運行時刻：8時5分～18時
- ・予約：要（地区内運行、13時以降便）

詳細は、公共交通対策課ホームページでも公開しております。

※ 1） 1 歳以上小学生以下の者は半額。1 歳未満の者は無料。

※ 2） 利用料金割引について

（周南市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則第 7 条）

（1）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 条例別表第 1 に定める使用料の 5 割相当額又は条例別表第 2 に定める定期乗車券による使用料の 2 割相当額

（2）「療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）」の規定により療育手帳の交付を受けている者 条例別表第 1 に定める使用料の 5 割相当額又は条例別表第 2 に定める定期乗車券による使用料の 2 割相当額

（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 条例別表第 1 に定める使用料の 5 割相当額又は条例別表第 2 に定める定期乗車券による使用料の 2 割相当額

（4）第 1 種の身体障害者手帳及び障害等級 1 級の精神障害者保健福祉手帳並びに障害の程度 A の療育手帳の交付を受けている者の付添人 条例別表第 1 に定める使用料の 5 割相当額又は条例別表第 2 に定める定期乗車券による使用料の 2 割相当額

（5）その他市長が特に認めるとき その都度市長が定める額

令和 5 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 周南市地域公共交通会議
住 所 山口県周南市岐山通 1-1
代表者氏名 会長 高瀬 文三郎

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

運行系統概要一覧

令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画

申請者名 周南市地域公共交通会議

申請番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数/日	運行キロ程又はサービス提供時間	・結節点(バス停・駅・港等) ・地域間幹線/バス系統については平日運行回数	運行態様	備考
1	周南市	大道理・須々万線	大道理地区	月・水・金 (祝日、8/13~16、12/30~1/5運休)	5回/日	1.83時間/日	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・コアプラザかの線:大道理バス停)	区域運行	予約のあった便、区間のみ運行
				火 (祝日、8/13~16、12/30~1/5運休)	2回/日	0.66時間/日			
2	周南市	八代・高水線	八代地区	月~土 (祝日、12/29~1/3運休)	3回/日 (水曜日2.5回/日)	8.9km (8.9km)	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・ゆめプラザ熊毛線:ゆめプラザ熊毛バス停)	路線定期	
						0.08時間/回		区域運行	予約のあった便、区間のみ運行

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

生活交通確保維持改善計画の名称
周南市 地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>(1) 市域全体の概況</p> <p>本市は山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望む面積656.29km²の広大な市域を有する、人口約13万7千人の都市である。</p> <p>JR徳山駅を中心に市街地が広がっており、鉄道・路線バス・航路・コミュニティ交通によって、市街地とその周辺部、中山間部、島しょ部を結ぶ公共交通網が形成されている。</p> <p>鉄道については、JR山陽新幹線をはじめ、JR山陽本線、JR岩徳線が東西に走っており、防長交通株式会社が運行する市内の路線バスは、南部では網目状に、中山間部では主に国道や県道を運行し、市全域をほぼ網羅している。</p> <p>また、離島航路として徳山～大津島航路が本市の第三セクターである大津島巡航株式会社によって運航されている。</p>
<p>(2) 地域公共交通の課題・必要性等</p> <p>本市の中山間部においては、鉄道がなく自家用車を所有していない市民にとっては、バスが買い物や通院など日常生活になくてはならない交通手段である。</p> <p>しかしながら、バス事業については、近年の人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少を背景に構造的な運転士不足が深刻化しており、路線バスの減便や路線廃止といった影響として現れている。</p> <p>こうした状況にあっても、さらに過疎化・高齢化が進行する中山間部において、スーパーや病院などの生活利便施設が多く立地している地域への移動手段を確保することは、地域の活力を維持していくために必要不可欠であり、既存バス路線の見直しと合わせた効率的で、利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通確保維持事業に取り組む必要がある。</p> <p>また、フィーダー系統と地域間幹線系統の接続によって、中山間部の市民も容易に中心市街地等へ移動することが可能となり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。</p>
<p>(3) 補助フィーダー系統対象地域について</p> <p>○大道理地区（平成27年10月 運行開始、令和2年10月区域運行に変更）</p> <p>大道理地区においては、スーパーや病院などが立地する須々万地区へのバス路線がなく長年課題となっていた。こうしたニーズに対応するため、市と地域が協働し、本系統の運行を実施するものである。</p> <p>また、地区内移動について、ドアツードアでの送迎実施の声が多く寄せられたため、これに応えるべく令和2年10月より区域運行に変更した。</p>

○八代地区（平成 29 年 10 月 運行開始）

従来、八代地区と高水駅、光市、下松市をつなぐ路線バスが運行していたが、便数が少なく、朝夕に偏った運行ダイヤのため、通院等で利用する際に、昼頃、八代地区へ帰る便がなかった。また地区内には、バス停から離れた集落が点在し、交通不便地域も多く見られた。こうした課題を解消するため、既存の路線バスに代わり、交通結節点や地域拠点までの運行を実施するものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

次のとおり利用者数を推計し目標値を設定する。

1ヶ月当たりの利用者数

【大道理地区】

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和5年度目標値
108人以上/月	108人以上/月	108人以上/月	102人以上/月

※R3. 10. 1～R4. 9. 30 の利用者数 107. 2 人/月

【八代地区】

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和5年度目標値
106人以上/月	106人以上/月	106人以上/月	116人以上/月

※R3. 10. 1～R4. 9. 30 の利用者数 105. 8 人/月

(2) 事業の効果

主に一人暮らしの高齢者や障害者の病院や商業施設などへの移動手段を確保するとともに、外出機会を増やし心身の健康を維持することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① 定期利用者のための回数乗車券や定期乗車券の発行。(周南市)
- ② 障がい者割引等の実施。(周南市)
- ③ 地域住民との定期的な協議会や利用促進のためのコミュニティバスを利用した買い物ツアーの開催。(周南市・八代地区生活交通検討協議会)
- ④ 利用者等との協議会の開催。(地区協議会・周南市)
- ⑤ 利用者アンケート等の実施。(地区協議会・周南市)
- ⑥ 「友愛号」を通学に利用する高校生への助成制度(八代地区生活交通検討協議会)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）

「表1」添付

(1) 補助事業の要件（補助要綱別表7）

- ① 接続要件（別表7のハ）

表1のとおり

② 既存交通ネットワーク等との整合性（別表7のニ）

【大道理地区】

大道理地区と須々万地区を繋ぐバス路線はなく、競合は発生しない。

【八代地区】

本系統の運行実施に伴いバス路線が廃止され、競合は発生しない。

③ 新規性要件（別表7のホ）

表1のとおり

(2) 運行事業者の選定について

【大道理地区】

当該地域には交通事業者がなく、地元コミュニティによって運行されてきた。運転手は2種免許の所持者及び市町村運営有償運送等運転者講習の修了者が担っており、運行の安全面については問題がない。

またデマンド運行であるため、地域に精通し、かつ利用者との円滑なコミュニケーションが求められることから当該運行者において他にはいない。

さらに、地元コミュニティが周南市役所の支所機能を有する地域拠点施設の指定管理を受託しており、当該施設で車両を管理することで、効率的な運行体制の構築と事故等の緊急時の速やかな対応が可能である。

以上の点を総合的に判断して選定した。

【八代地区】

選定にあたっては一般指名競争入札を実施した。選定された運行事業者は、地元タクシー業者であり、過去に市広報誌の配送や、現在も中学校のスクールバスを運行するなど、しっかりとした実績と対応体制がとられている。

また、地元タクシー業者ということもあり地域に精通し、効率的な運行が可能であることから、総合的に判断し選定した。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運賃収入と国庫補助金額を引いた額を市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

周南市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

活性化法法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

外客来訪促進計画を策定していないため記載なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

車両の取得を行わないため記載なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

車両の取得を行わないため記載なし

(2) 事業の効果

車両の取得を行わないため記載なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

車両の取得を行わないため記載なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成 28 年 5 月 17 日 第 1 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 役員選出について
- (2) 平成 27 年度周南市地域公共交通会議決算について
- (3) 監査報告について
- (4) 平成 28 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について
- (5) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

平成 28 年 8 月 23 日 第 2 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) バスロケーションシステム社会実験事業に関する助成について

平成 28 年 12 月 2 日 第 3 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 路線バス再編の方向性について
- (2) 周南市地域公共交通網形成計画の軽微な変更について

平成 29 年 3 月 24 日 第 4 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) コミュニティ交通導入のガイドラインについて
- (2) 須金地区乗合タクシー実証運行について
- (3) 鹿野地区等乗合タクシー「ふれあい号」ダイヤ改正について

平成 29 年 5 月 26 日 第 1 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 平成 28 年度周南市地域公共交通会議決算について
- (2) 平成 29 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

平成 29 年 8 月 22 日 第 2 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
- (2) 自家用有償旅客運送の登録申請について
- (3) 防長バスの路線廃止について

平成 29 年 12 月 18 日 第 3 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 周南市市街地循環バスの運行について
- (2) 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について

平成 30 年 5 月 18 日 第 1 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 平成 29 年度周南市地域公共交通会議決算について
- (2) 平成 30 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
- (4) 市街地循環バス運行内容の変更について

平成 30 年 9 月 25 日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】 (1) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について
平成 30 年 11 月 5 日	第 2 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 市街地循環線「ちょい乗り 100 円バス」の運行について
平成 30 年 12 月 26 日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】 (1) 平成 30 年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
平成 31 年 2 月 25 日	第 3 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) コミュニティ交通の見直し及び自家用有償旅客運送の変更登録の申請について (2) 徳山～須々万方面の路線見直しについて (3) 鹿野地域等乗合タクシーの割引運賃設定について
平成 31 年 2 月 28 日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】 (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（大道理・須々万線の運行回数変更）について
令和元年 5 月 17 日	第 1 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 平成 30 年度周南市地域公共交通会議決算について (2) 平成 31 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
令和元年 8 月 26 日	第 2 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) バス路線の見直しについて (2) 自家用有償旅客運送の変更登録の申請について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について (4) 市街地循環線「ちょい乗り 100 円バス」の運行内容の変更について
令和元年 12 月 24 日	第 3 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 平成 30 年度地域公共交通バリア解消促進等事業に関する評価について (2) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に関する評価について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について (八代・高水線の計画運行回数の変更)
令和 2 年 5 月 22 日	第 1 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 平成 31 年度事業報告について (2) 平成 31 年度歳入歳出決算の監査報告について (3) 令和 2 年度事業計画（案）及び予算（案）について (4) 周南市後期地域公共交通網形成計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要領の策定について

令和2年7月22日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】 (1)地域内フィーダー系統確保維持計画について (2)災害による自家用有償旅客運送に係る登録事項変更について
令和2年8月21日	第2回 周南市地域公共交通会議開催 (1)自家用有償旅客運送の更新登録について (2)防長バス路線菅野線の廃止について (3)タクシーバス運賃助成制度実証実験について
令和2年11月19日	第3回 周南市地域公共交通会議開催 後期地域公共交通網形成計画について
令和2年12月28日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について (地域公共交通調査事業、地域内フィーダー系統)
令和3年1月25日	第4回 周南市地域公共交通会議開催 周南市地域公共交通計画の素案について（意見聴取）
令和3年2月18日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】 自家用有償旅客運送の変更登録の申請について
令和3年3月25日	第5回 周南市地域公共交通会議開催 (1)周南市地域公共交通計画（素案）に対する意見の要旨と市の考え方について (2)周南市地域公共交通会議規約改正について
令和3年5月21日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】 (1)令和2年度事業報告について (2)令和2年度歳入歳出決算の監査報告について (3)令和3年度事業計画（案）及び当初予算（案）について (4)地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
令和3年10月14日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案について
令和3年12月17日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について (地域内フィーダー系統)
令和4年2月10日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議④】 自家用有償旅客運送の変更登録の申請について（八代地区内のバス停増設に伴うキロ程の延長及び八代・須々万線の運行開始）
令和4年3月23日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議⑤】 自家用有償旅客運送の変更登録の申請（工事に伴う路線変更）について

- 令和4年5月24日 第1回周南市地域公共交通会議開催
- (1) 令和3年度事業報告及び決算報告について
 - (2) 令和3年度監査報告について
 - (3) 役員選出について
 - (4) 令和4年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
 - (5) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
 - (6) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届（案）について
- 令和4年8月30日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】
- (1) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届（案）について
 - (2) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届について
- 令和5年2月16日 第2回周南市地域公共交通会議開催
- (1) バス路線の見直しについて
 - (2) コミュニティバス（大道理・須々万線、八代・高水線）の運行内容の見直しについて
 - (3) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届（案）について
 - (4) 令和4年事業の進捗状況について
周南市公共交通情報誌発行事業
周南市公共交通マップ更新事業
- 令和5年5月16日 第1回周南市地域公共交通会議開催
（予定）
- (1) 令和4年度事業報告及び決算報告について
 - (2) 令和4年度監査報告について
 - (3) 役員選出について
 - (4) 令和5年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
 - (5) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

18. 利用者等の意見の反映状況

【大道理地区】

大道理をよくする会 互助部会（平成28年10月26日）

大道理もやい便の利用状況報告と意見交換を行った。新規利用者の勧誘やPR方法の検討など、より一層利用促進に努めていくこととなった。

今後、スーパーや病院などの新しい乗降場所の設置を検討していくこととなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成29年1月19日）

新しいリース車両への更新や防長バス（徳山駅～横川線）の路線廃止の影響について意見交換を行った。新しいリース車両については、早い時期での導入とブレーキ・アクセル踏み間違え防止装置の設置の要望があった。

路線廃止への対応については、当面、現状の大道理もやい便の運行を継続し、様子を見ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成29年11月14日）

運行業務委託料や「もやい便」の利用促進について意見交換を行った。また、大道理地区内へ来る移動販売への送迎について検討を行ったが、当面は現状の運行内容を継続することとなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成30年11月30日）

割引運賃制度の導入や運行便数の変更、最近の利用者のニーズについて意見交換を行った。平成31年4月からの割引運賃の導入と利用者増加に伴う運行便数の拡大に向け、調整を図ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（令和元年12月13日）

新規店舗の開店や個人病院の開院などに伴い、運行ルートや乗降場所の見直しについて意見交換を行った。令和2年10月からの見直しに向け、引き続き調整を図ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（令和3年12月14日）

大道理もやい便の利用状況報告と意見交換を行った。また、運転者講習受講希望があったため調整を図ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（令和4年6月22日）

診療所開設時間の変更に伴い住民からの要望を受け、大道理もやい便の運行日に火曜日（大道理地区内のみ2便）を追加することについて意見交換を行い、令和4年8月1日の運行開始に向け調整を図ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（令和5年1月31日）

大道理もやい便の利用状況報告と乗降場所の見直しについて意見交換を行った。

【八代地区】

第6回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成28年6月20日）

これまでの経緯を一旦整理し、コミュニティバスの新しい運行内容と実証運行の実施について協議を行った。実証運行の時期や運行エリア、運行日、スクールバスの活用などに関する質疑・意見交換を行った。今後、調整を図りながら実証運行の実施に向けて取り組んでいくことで合意した。

第7回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成28年11月10日）

地区外への運行案と実証運行の実施について協議を行った。その中で運賃やコミュニティ交通の継続性、コミュニティ交通を導入している他地区の状況、実証運行の時期や期間などについて意見交換を行った。

実証運行を経て本格運行へ移行するという方向性が示され、協議会として合意した。

第8回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年2月2日）

運行時間の見直し、運賃や実証運行の概要などについて協議を行った。協議会委員からJRとの接続や運賃の多寡、実証運行の時期・期間などについて質疑があり、提案された運行案のとおり進めていくことで合意した。

実証運行を行うにあたり、事前のPRや積極的な利用促進に努めていくこととなった。

第9回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年6月21日）

協議会委員の交代があったことから、今まで経緯を説明したのち、コミュニティバス実証運行の概要について説明した。予約方法、チラシのデザイン、本格運行へ移行した場合の運賃や車両デザインなどについて質疑があり、7月から実証運行を行うことで合意した。

また、コミュニティバスの愛称募集や今後のスケジュールについて説明したが、特段の質疑はなかった。

第10回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年8月10日）

実証運行期間中の利用状況（7月分）について報告し、本格運行へ移行することについての採決を行い、全員賛成により本格運行への移行を決定した。

採決前、通学で利用する高校生への助成制度の検討や乗降場所、運行時間などについて質疑を行い、本格運行移行後も引き続き利用状況を見ながら検討を進めていくこととなった。また、事前に募集していたコミュニティバスの愛称の決定、運行開始に伴う式典について意見交換を行った。

第11回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年9月20日）

実証運行期間中の利用状況について報告を行った。また、本格運行に向け、車両デザインやチラシの内容について説明し、「友愛号」の運行開始式の開催について協議を行った。

引き続き、利用状況を把握していくことと、今年度中の住民アンケートの実施を決定した。

第12回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成30年3月13日）

実証運行期間中の利用状況と2月に実施したアンケート調査の結果について報告を行った。また、利用促進に向けた意見交換を行い、チラシの見直しや通常便の地区内運行、運行ダイヤ、新しい乗降場所の設置など、今後、検討していくこととなった。

第13回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成30年11月16日）

7月豪雨災害後の利用状況や9月に実施した「利用者聞き取り調査」の結果について、報告を行うとともに、通常便の運行ダイヤや運行ルールの見直し、木曜便の運行エリア指定の廃止について意見交換を行った。見直し内容について、利用者等からの意見聴取と運行事業者との調整を図るため、継続協議となった。

第14回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成31年2月6日）

利用者等からの意見聴取と運行事業者との調整を踏まえた前回協議の見直し内容について意見交換を行い、平成31年4月からの運用に向け調整を進めていくこととなった。

第15回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和元年7月24日）

下松市米川地区のコミュニティバス導入に伴い大藤谷バス停での路線バスへの接続が出来なくなったため、八代地区「友愛号」の運行内容の見直しについて協議を行い、令和元年10月から米川公民館での下松市のコミュニティバスへの接続に向けて調整を進めていくこととなった。

第16回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和2年2月5日）

「友愛号」、下松市コミュニティバス「米泉号」の利用者実績報告を行い、それを踏まえた「友愛号」ルートの見直しについて協議を行い、利用状況を把握するため、意見の集約方法を検討していくこととなった。

第17回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和2年11月6日）

令和2年度の「友愛号」の利用者実績報告を行い、「友愛号」に関する地域住民の意見の集約方法について話し合い、アンケートにより意見集約することを決定した。

第 18 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 3 年 3 月 17 日）

アンケート実施結果を報告し、それを踏まえた「友愛号」の運行内容の見直しについて意見交換を実施した。見直し内容について、運行事業者等との調整を図るため、継続協議となった。

第 19 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 3 年 8 月 18 日）【文書協議】

利用者等からの意見聴取（前回アンケート結果含む）を踏まえ、八代地区内の乗降場所の新設及び八代須々万線の実証運行の概要について協議を行った。

第 20 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 4 年 2 月 14 日）

八代須々万線の実証運行結果を報告し、本格運行計画案について協議を行った。また前回協議を踏まえ、八代地区内の乗降場所の新設について協議を行った。

第 21 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 4 年 10 月 19 日）

「友愛号」の利用者実績報告と、住民からの要望を受け八代高水線に停留所を 1 箇所増設（中土井と西原上の停留所の間）することについて協議を行った。見直し内容について、県や警察との調整を図るため継続協議となった。

会長、副会長と協議し専決として承認（令和 4 年 12 月 14 日）

(1)診療所開設時間の変更に伴い住民からの要望を受け、八代高水線の木曜日の 5 便を運休して八代地区内と診療所・鶴いこいの里の間を運行する木曜便を水曜便に変更することについて意見交換を行い、令和 5 年 4 月からの運行開始に向け調整を図ることとなった。

(2)継続審議の八代高水線の行き便に停留所を 1 箇所増設（中土井と西原上の停留所の間）について協議を行った。

アンケート調査の実施（平成 29 年度）

目的：利用状況やニーズなどを把握し、今後の運行内容の見直しに活用する

対象：八代地区、高水地区の 479 世帯

期間：平成 30 年 2 月 1 日～2 月 13 日

方法：各戸配布と郵送回収

回収：174 部（回収率 36.3%）

アンケート調査の実施（令和 2 年度）

目的：利用状況やニーズなどを把握し、今後の運行内容の見直しに活用する

対象：八代地区の 588 人（配布数 568 部）

期間：令和 3 年 1 月 15 日～2 月 10 日

方法：各戸配布と持参、郵送回収

回収：421 部（回収率 74.1%）

利用者聞き取り調査の実施

目的：利用者ニーズなどを把握し、今後の運行内容の見直しに活用する

対象：友愛号の利用者 19 人

期間：平成 30 年 9 月 27 日～10 月 3 日

方法：※友愛号に同乗し、一人ひとり聞き取りを実施

19. 協議会メンバーの構成員

区分	役職	備考
関係都道府県	山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課長 山口県 周南土木建築事務所 主幹	
関係市区町村	周南市 都市整備部長	
交通事業者	防長交通株式会社 営業部長 徳山地区タクシー協会 会長 西日本旅客鉄道株式会社 徳山管理駅長 大津島巡航株式会社 専務取締役	
交通施設管理者等	私鉄中国地方労働組合防長交通支部 書記長 周南警察署 交通課長 光警察署 交通課長 中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長	
その他協議会が必要と認める者	徳山工業高等専門学校 教授 周南市自治会連合会 理事 周南市老人クラブ連合会 会長 周南市身体障害者団体連合会 会長 鹿野地区女性団体連絡協議会 副会長 周南北部地域包括支援センター 所長	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(所 属) 都市整備部 公共交通対策課

(氏 名) 林 達也

(電 話) (0834-22-8426)

(e-mail) kotsu@city.shunan.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
周南市	周南市	(1) 大道理・須々万線		大道理 地区		往 km 復 km	189日	525回			区域	①	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・コアプラザ かの線:大道理バス停) 接続に適したダイヤ設定	③
	周南市	(2) 八代・高水線	大迫	鶴いこい の里	ゆめ プラザ 熊毛	往 8.9km 復 8.9km	293日	854回			路線定期 区域	①	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・ゆめプラザ 熊毛線:ゆめプラザ熊毛) 接続に適したダイヤ設定	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「」
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	周南市
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	51565
交通不便地域等	182

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
182	大津島	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
周南市地域公共交通計画	令和3年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

(参考) <各根拠資料>

補助ブロック名	市区町村名	申請番号	運行系統名	運行系統			運行日	R6	R6	R4	R6	R6	R6計画運行回数の算定方法 (R4の実績を踏まえて算出)
				起点	主な経由地	終点		最大計画運行日数	最大計画運行回数	運行割合(実績)は	計画運行割合に	計画運行回数	
山陽	周南市	1	大道理・須々万線		大道理地区		月・水・金	139日	695回	70.48%	71%	493回	
							火	50日	100回	31.25%	32%	32回	
合計								189日	795回			525回	

◆ サービス提供時間積算(月・水・金曜日)

- 運行時間 60分
1便=15分、1日=4便
※ $504 \div 139 = 3.62 \Rightarrow 4$ (小数点以下切り上げ)
- 回送時間 20分
車庫→行き1便到着地=10分、最終便到着地→車庫=10分
- 待機時間 30分
待機時間1回10分想定、待機回数3回

合計110分÷60分=1.83時間

◆ サービス提供時間積算(火曜日)

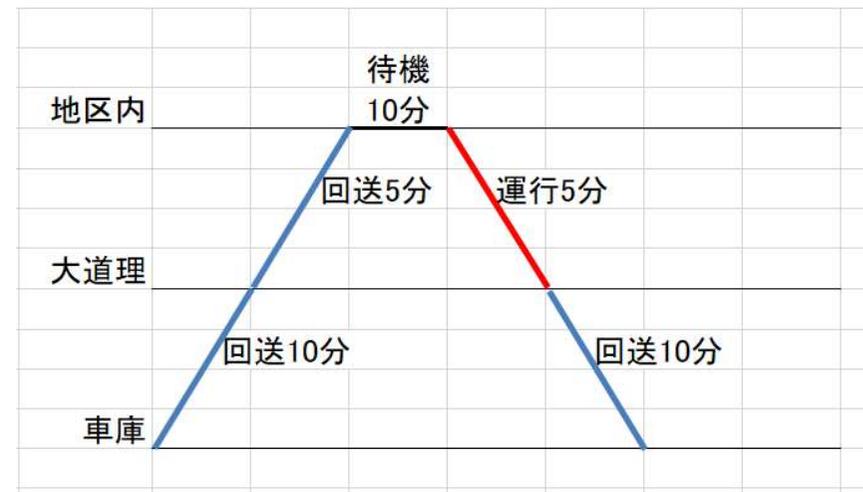
- 運行時間 5分
1便=5分、1日=1便
※ $5 \div 8 = 0.62 \Rightarrow 1$ (小数点以下切り上げ)
- 回送時間 25分
車庫→1便到着地=15分、2便到着地→車庫=10分
- 待機時間 10分
待機時間1回=10分想定、待機回数=1回

合計40分÷60分=0.66時間

◆ サービス提供時間積算イメージ図(月・水・金曜日)



◆ サービス提供時間積算イメージ図(火曜日)



【大道理】運行日数・運行回数

日数	366
----	-----

【運休日】

盆休み、年末年始	11	①(8/13~8/16、12/30~1/5)
祝日、振替	15	②(1/1、1/2除く)
土	50	①、②除く
日	52	①、②除く
木	49	

【運行日】

月	43	5便
水	49	5便
金	47	5便
最大計画運行日数	139	

最大計画運行回数	695
----------	-----

火	50	2便
最大計画運行日数	50	

最大計画運行回数	100
----------	-----

合計最大計画運行日数	189
------------	-----

合計最大計画運行回数	795
------------	-----

○運行時間は次のとおり想定。なお、複数利用者がいる場合は遠い方のエリアを採用。

・10分エリア (①上須野河内西、②上須野河内東、③新畑、④下須野河内、⑤須野河内)

・4分エリア (①大迫南)

・2分エリア (①上魚切消防機庫、②上魚切、③中魚切東、④中魚切、⑤中魚切墓地入口、⑥吉国、⑦吉国南、⑧松尾、⑨大迫、⑩大陽寺線西、⑪大陽寺線東、⑫原自治会館、⑬寂光寺)

・1分エリア (①高代、②下魚切、③野鶴監視所、④上市、⑤下市、⑥中郷)

○回送時間は1便と2便、6便のみで、実際に要した時間。

(始発便は車庫からの出庫時間を、最終便は車庫までの入庫時間を、それぞれ回送時間として追加する)

【1便あたりのサービス提供時間】

※令和4年実績をもとに算出

- ・サービス提供時間 35.2 時間
- ・時間運行回数 433 回

⇒1便あたりのサービス提供時間は、 $35.2 \div 433 = \underline{0.08 \text{ 時間}}$

【八代】運行日数・運行回数

日数	366
----	-----

【運休日】

年末年始	6	①(12/29~1/3)
祝日、振替	15	②(1/1、1/2除く)
日曜日	52	①、②除く

【運行日】

月曜日	43	3便
火曜日	51	3便
木曜日	51	3便
金曜日	48	3便
土曜日	50	3便
最大計画運行日数	243	

最大計画運行回数	729
----------	-----

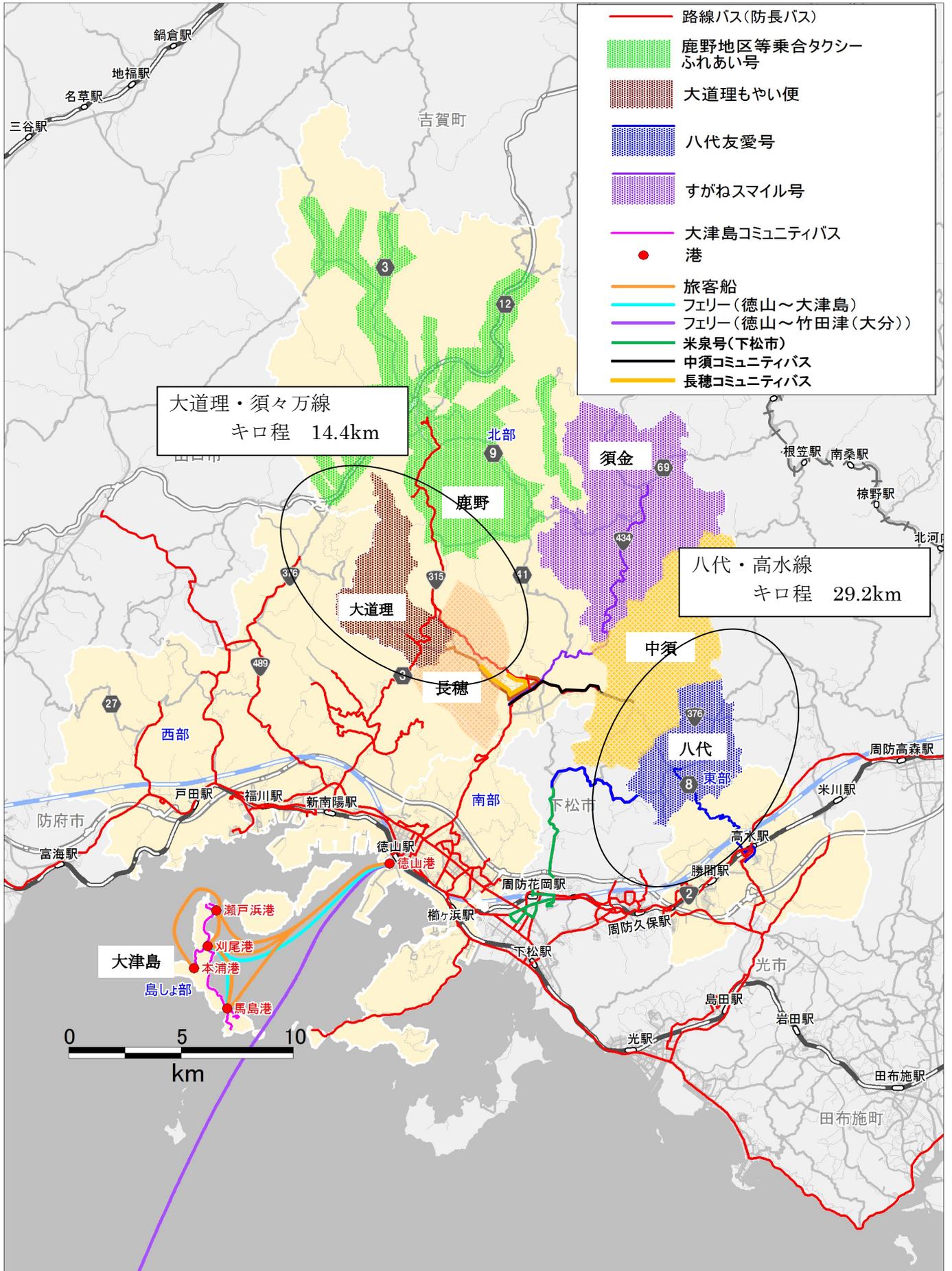
水曜日	50	2.5便
最大計画運行日数	50	

最大計画運行回数	125
----------	-----

合計最大計画運行日数	293
------------	-----

合計最大計画運行回数	854
------------	-----

周南市のコミュニティ交通



周南市コミュニティバス(大道理～須々万線)運行計画

1. 目的

一人暮らし高齢者やマイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保及び、地域内に存在する一定の需要が見込めるものの既存のバス路線から離れた不便地域への移動手段の確保することを目的とする。

2. 事業主体及び運行主体

周南市（交通空白地有償運送）

3. 運行期間

運行開始：平成 27 年 10 月 1 日～

4. 対象者及び対象エリア

(1) 対象者

どなたでも

(2) 対象エリア

- ・大道理地区内
- ・大道理地区～須々万地区

5. 運行形態

路線を定めて不定期に行う予約運送

6. 運行内容

(1) 運行日

月・火・水・金（祝日、8/13～8/16、年末年始 12/30～1/5 は運休）

(2) 便数

月・水・金 5 便 / 1 日
火 2 便 / 1 日

(3) 運行時間

月・水・金	8:00～9:30	1 便	9:30～11:00	1 便
	11:00～13:00	1 便	13:00～15:00	1 便
	15:00～17:00	1 便		
火	9:45～10:30	1 便	10:30～11:30	1 便

(4) 利用料金

地区内 片道 100 円
地区外（大道理⇄須々万） 片道 200 円

(5) 割引制度

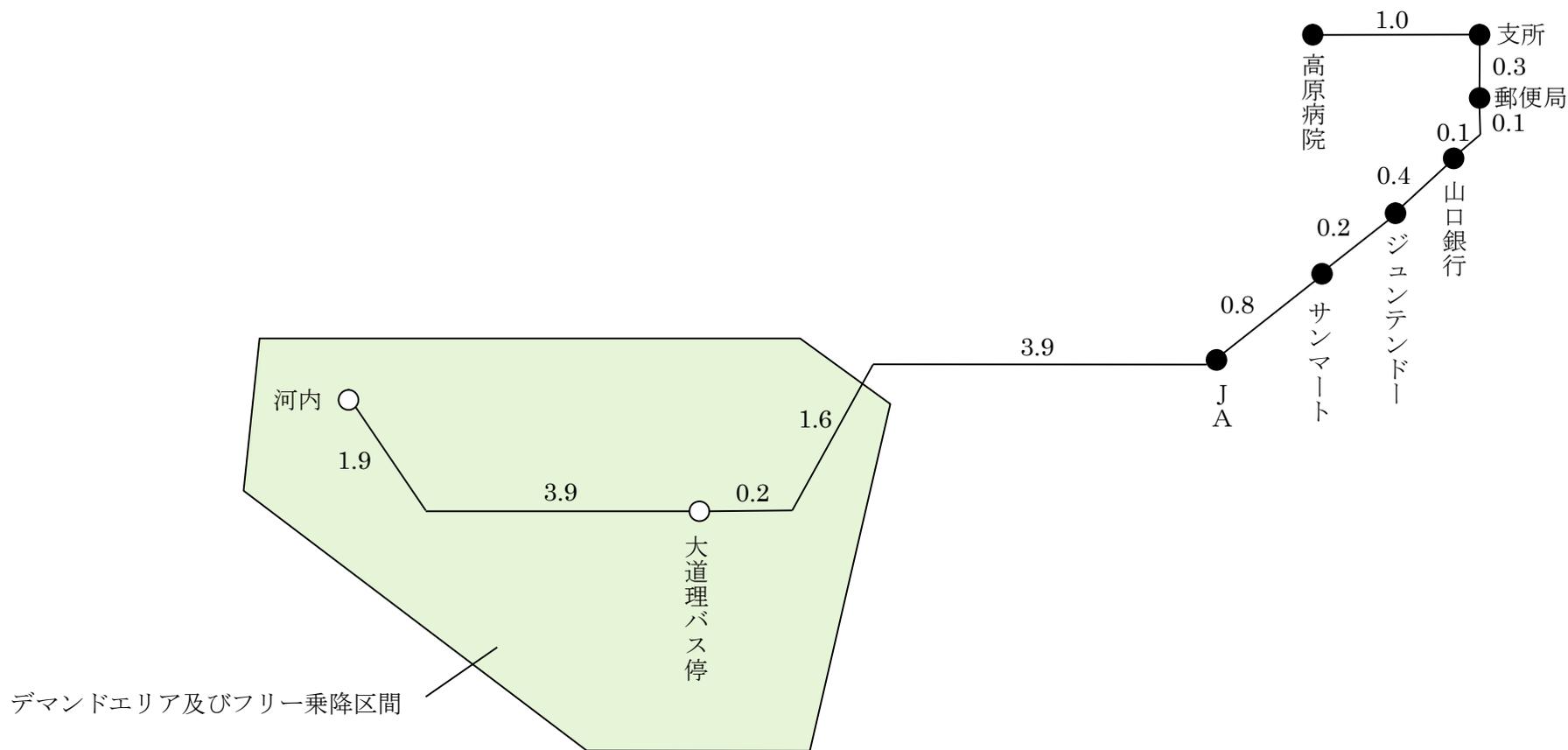
回数乗車券、小児割引、障がい者割引

7. 運行車両

軽自動車（トールワゴン）

大道理もやい便運行経路図

● 停留所については、往路は降車のみ。復路は乗車のみ。



大道理地区運行図

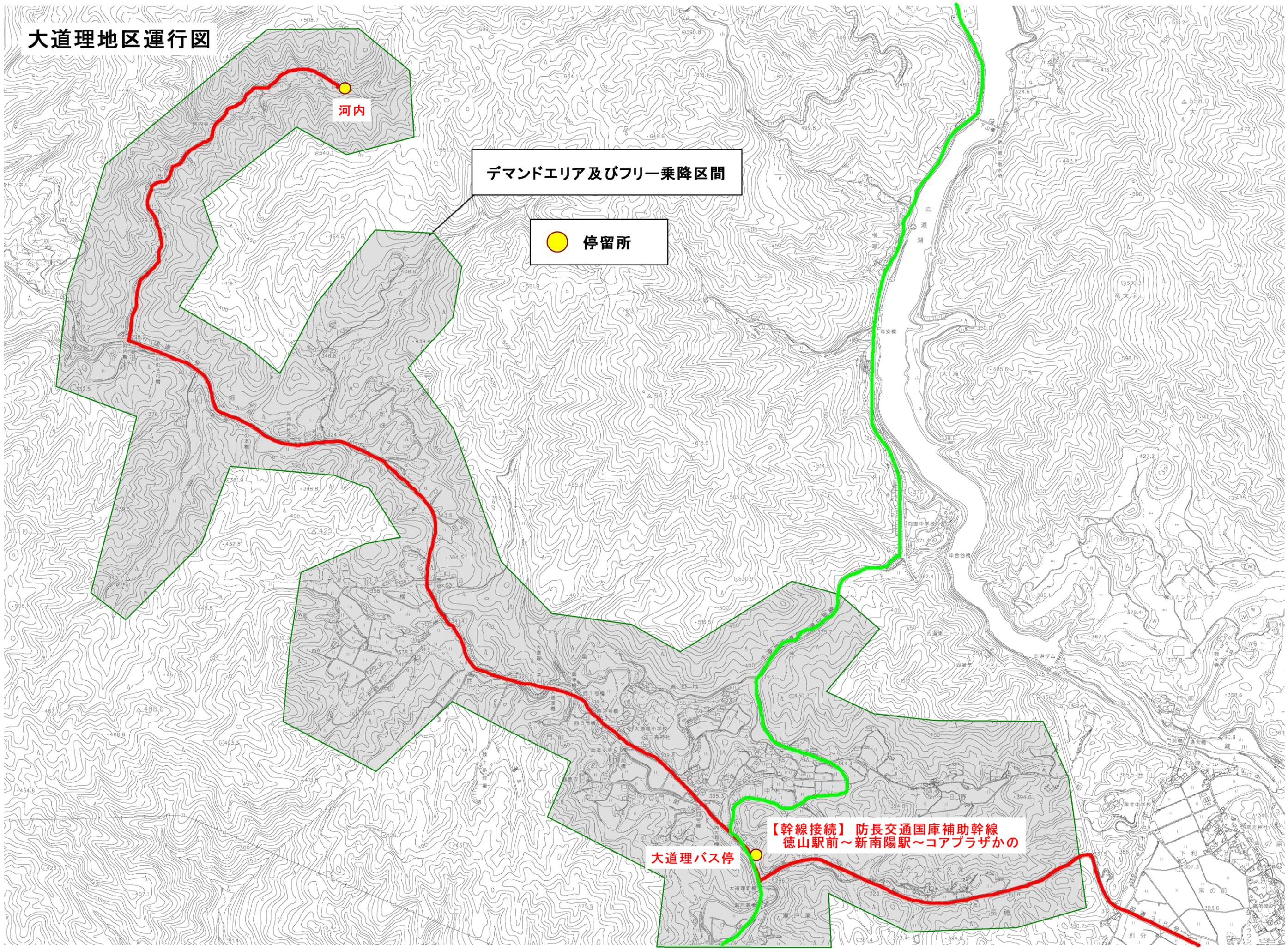
河内

デマンドエリア及びフリー乗降区間

● 停留所

【幹線接続】防長交通国庫補助幹線
徳山駅前～新南陽駅～コアプラザかの

大道理バス停

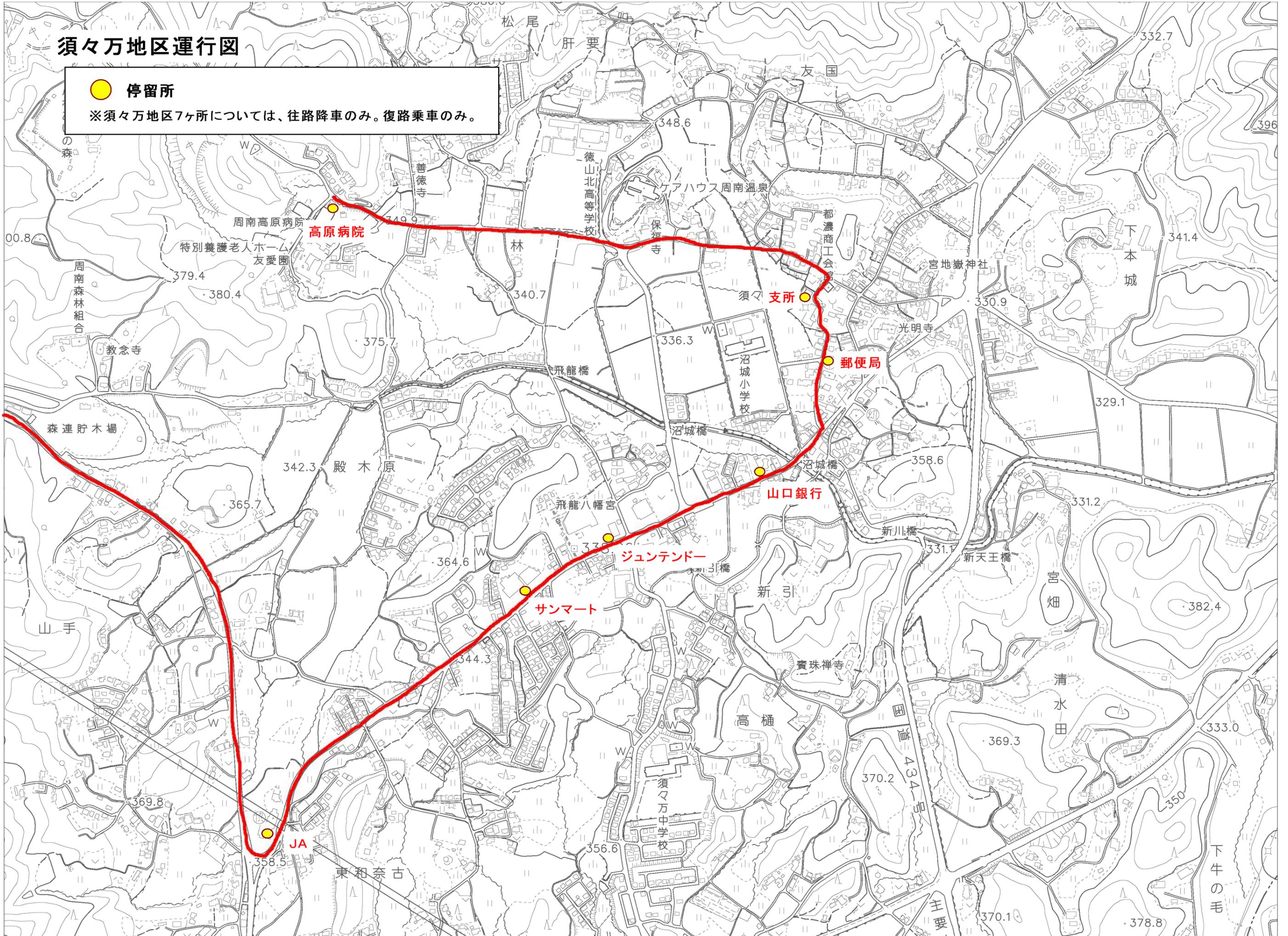


須々万地区運行図



停留所

※須々万地区7ヶ所については、往路降車のみ。復路乗車のみ。



周南市コミュニティバス(八代ー高水線)運行計画

1. 目的

過疎化・高齢化が進展する中山間地域における高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の継続的な確保と利便性・効率性の高い公共交通網を構築することを目的とする。

2. 事業主体及び運行主体

周南市（交通空白地有償運送）

3. 運行期間

運行開始：平成29年10月1日～

4. 対象者及び対象エリア

(1) 対象者

どなたでも

(2) 対象エリア

- ・八代地区内
- ・八代地区～J R高水駅～ゆめプラザ熊毛

5. 運行形態

- ・八代地区内：区域運行
- ・八代地区～J R高水駅～ゆめプラザ熊毛：路線定期運行

6. 運行内容

(1) 運行日

月～土曜日（祝日、12/29～1/3は運休）

(2) 便数

6便／1日

(3) 運行時間

①区域運行（八代地区）

1便	6:30～	6:59	4便	10:50～	11:40
2便	8:00～	8:39	5便	16:10～	16:40
3便	10:50～	11:39	6便	18:10～	18:35

②路線定期運行

1便	6:59～	7:20	4便	10:30～	10:50
2便	8:39～	9:00	5便	15:50～	16:10
3便	11:39～	12:00	6便	17:50～	18:10

③エリア予約運行（毎週水曜日午後）

1便	12:30～	13:00	4便	14:30～	15:00
2便	13:00～	13:30	最終便	15:00～	15:30
3便	14:00～	14:30			

※水曜日については、路線定期運行及び区域運行（八代地区）の5便を運休

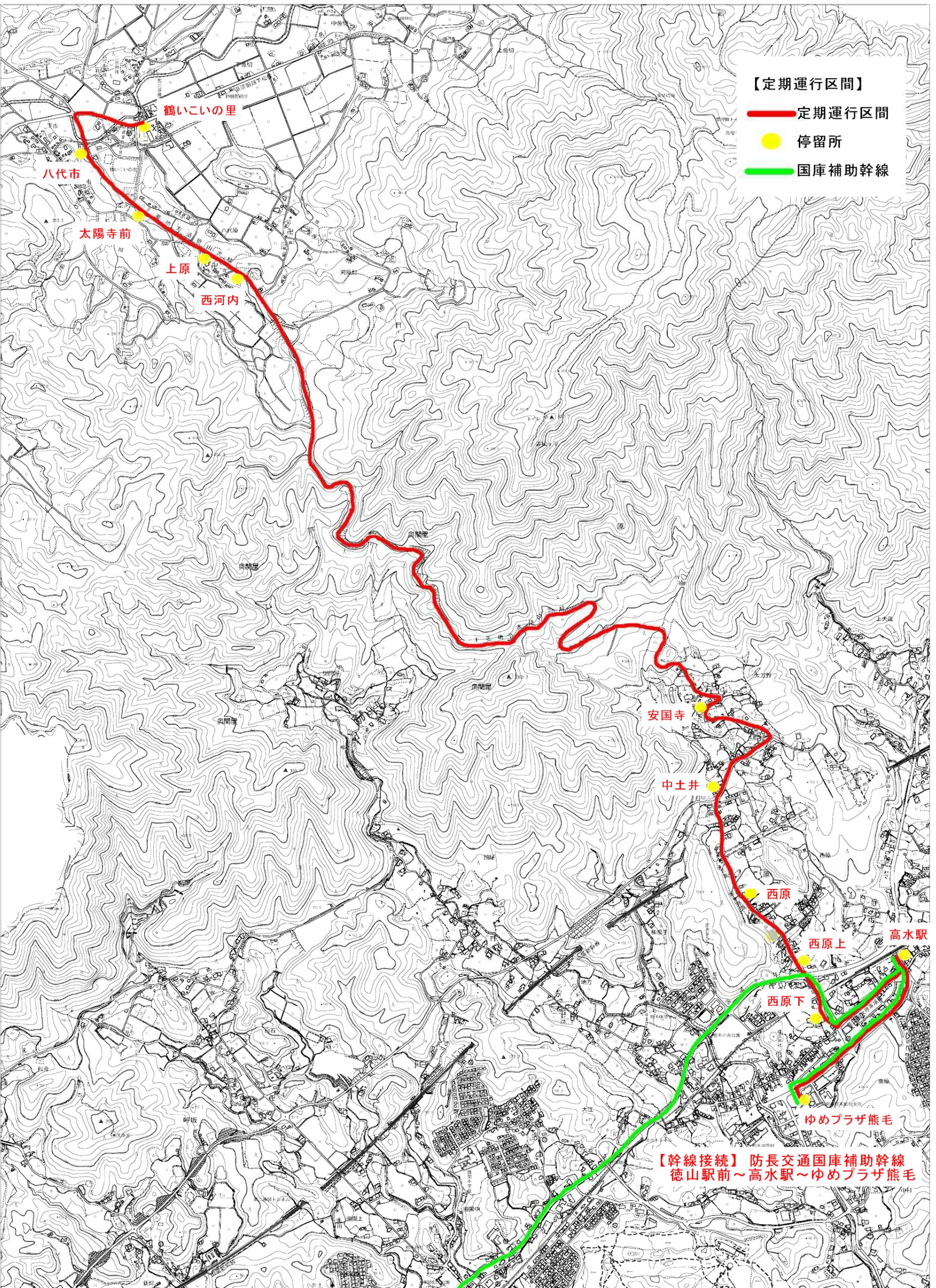
(4) 利用料金

八代地区内	片道	100円
八代地区外（八代地区⇔高水地区）	片道	300円

(5) 割引制度

回数乗車券、小児割引、障がい者割引

八代地区運行図(路線定期運行)



区域運行（八代地区～高水地区、八代地区～須々万地区）

八代地区内乗降場所図

- 地区内停留所（既存）
- R4.4～追加地区内停留所
- 自由乗降区間
- - - 乗降禁止区間

